

資格喪失時に保険証を返却できない場合は、手数料（1枚あたり500円）振込後、速やかに「回収不能届」に振込控のコピーを添付の上、提出してください。  
ただし、盗難・災害等の場合は、警察への被害届出内容を申請書へ記入・罹災証明書のコピーの提出により、手数料は免除されます。

- ◇手数料：500円（1枚あたり）  
※振込手数料は各自ご負担ください。
- ◇振込先銀行：三菱UFJ銀行（0005） 中之島支店（092）  
（普通）35821  
カネカ健康保険組合
- ◇被保険者氏名でお振り込みください。  
※手数料振込後は、いかなる理由の場合も返金いたしません。

【手数料が免除される場合】

- ①盗難（警察署に被害届を提出した場合）「回収不能届」の被害届提出内容記入欄を記入  
※警察への届出が「遺失届」の場合は、手数料が発生します
- ②災害（罹災証明書が発行されている場合）「回収不能届」に「罹災証明書」のコピーを添付し提出
- ③対象者死亡の場合

被保険者	保険証記号	0000	番号	〇△□〇△□	事業所名	株式会社カネカ	
	氏名	保健 太郎			所属	高砂工業所 ○グループ▲チーム	
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	5年 5月 5日		資格取得	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成	27年 4月 1日
	住所	〒530-8288 大阪府大阪市北区中之島●-▲-■			号	080-●●●●-△△△△	
回収不能対象者	フリガナ	ホケン タロウ			続柄	本人	
	漢字	保健 太郎			続柄	妻	
	フリガナ	ホケン ハナコ			続柄	妻	
	漢字	保健 花子			続柄	妻	
回収不能の理由	理由を詳細に記入してください。な ※盗難による被害届を警察署に届け出た場合（罹災証明書のコピー添付）等の場合、手数料は不要です						
	誤って破棄してしまったため						
	盗難による被害届を警察署に届け出た場合は、ご記入ください。（遺失届は除く）						
	警察署名		電話番号		手数料	※盗難・災害・対象者死亡除く	
受付日		受理番号		2月 15日振込済			

保険証の返却ができない方の氏名・続柄をご記入下さい。

盗難による「被害届」を警察署に届出た場合はご記入頂くことにより手数料が免除されます

振込控のコピーを添付してください

誓約文をご確認の上、日付の記入と署名をお願い致します。

資格喪失時に健康保険証を返却できないため、下記について誓約します。

- 資格喪失後に受診の際は、医療機関等が貴組合に誤って請求を行わないように被保険者及び被扶養者が貴組合の資格を喪失していることを必ず連絡の上、受診します。
- 貴組合に対して、医療機関等より資格喪失後の医療費の請求が行われた場合は、健康保険組合の請求に基づき速やかに医療費の返還に応じます。
- 滅失した健康保険証が発見された場合は、必ず貴組合に返却します。
- 健康保険証の滅失に伴い、貴組合に損害を与えた場合は、その責任を負うことを約束します。

誓約事項を確認の上、上記のとおり申請します。

令和 6年 2月 16日 被保険者氏名 保健 太郎

被保険者証の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は、備考欄へ記載してください。（マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。）

備考欄

マイナンバー記載の場合は、別途確認書等のご提出が必要になりますので、ご注意ください

【記入上の注意】  
手数料が発生します。1枚につき500円を振込後、振込控のコピーを添付の上、提出してください。  
※盗難による被害届を警察署に届け出た場合、災害（罹災証明書のコピー添付）の場合、対象者死亡の場合は免除されます

事業主欄	所在地	<input type="checkbox"/> 当該届の次の事項について確認しました。 ・上記の記載内容に誤りがないこと。 ・申請者（被保険者）本人が作成した、または記載内容について誤りがないか申請者本人が確認したこと。
	事業所名	
	事業主名	

健康保険組合記入欄	処理日	令和 年 月 日
-----------	-----	----------